

「ドンドン語ろう！ in 龍田」 (平成30年7月25日 龍田公民館ホール) 開催 ご意見用紙提出分 参加者：87名

No.	ご意見	回答	局	担当課
1	<p>(3) 食育・防災について</p> <p>近年、日本各地で自然災害が多発している。いつも親が子どもを守ることができるとは限らない。万が一、親が亡くなったとき、子どもが一人で生きるときに、私は身体のことを一番に考える。身体は食べたものでできているので、「食」は大切だと思う。なので「生きる力」は、食べることから始まる。「ご飯をおいしく食べられる子、ご飯を楽しめる子」が増えることを切に願う。どんなときも「生きる力」と「食べ物を大切に」思う子どもを増やしたい。</p> <p>最近、食育という言葉をよく聞くが、40年にわたって幼児期からの台所育児を進めている坂本寛子氏。残念ながら、今年6月に逝去された。その思いを広める活動をしているが、それだけでは多発する自然災害に備えることが難しく、間に合わないと思う。学校での調理時間も少なく、核家族が増え、習う機会が少ない子どもたちに、調理体験・食育に携わる場（キッズキッチンなど）を増やしてほしい。</p> <p>それから、災害時の避難所で混雑を防ぐため、自助が大切だと思う。ライフラインが止まった中、調理できるパッククッキング、女性目線で防災を考える岡部梨恵子氏の話ぜひ一度聞いてほしい。</p>	<p>【健康づくり推進課】</p> <p>食育基本法の中でも、食育は生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきもの、また、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること、というように位置づけてある。</p> <p>本市では、乳幼児期の子どもたちとその保護者を対象に、保育園・幼稚園、地域支援者と連携・協力し、それぞれの専門性や強みを活かして、地域における食育活動を展開する「熊本市子どもの食育推進ネットワーク」を設置している。熊本地震を体験し、「災害時に備える食育」の視点で、ローリングストック法のような食品摂取方法、また家族構成や健康状態に合わせた食料等の備蓄の推進について、作成したちらしで、様々な機会に啓発している。また、今までに行っていた食育の啓発時に、災害時に対応できるような調理法（パッククッキング等）など「防災食育クッキング」等の教室を開催している。</p> <p>一方、食を通じて市民の健康づくりを展開しているボランティア「食生活改善推進員協議会」においては、行政や地域との協力・協働にて、防災啓発とともに、災害時に役立つ食事支援等、地域において取り組みを進めているところである。今後も、幼少期からの食育推進を進め、市民の皆様が日常生活の中に様々な食に通じる体験を重ねることができるよう、取り組みを進めていく。</p>	健康福祉局	健康づくり推進課

「ドンドン語ろう！ in 龍田」 (平成30年7月25日 龍田公民館ホール) 開催 ご意見用紙提出分 参加者：87名

No.	ご意見	回答	局	担当課
		<p>【健康教育課】 本市の学校教育における食育の取り組みについては、学校長のリーダーシップの下、食に関する指導全体計画を作成し、教科等の学習と食育との関連を図りながら食に関する指導を行っている。 また、学校給食を学校における食育推進の要として、担任や栄養教諭等が、給食時間を中心に給食を教材として活用しながら、食に関する指導を行っている。 子どもたちの調理体験については、本市の外郭団体である（公財）熊本市学校給食会や各学校で実施している親子料理教室などの取り組みにより、子ども達に調理へ興味関心をもってもらうとともに、調理に携わっている方々への感謝の心を育みたいと考えている。 今後とも、このような取り組みを充実させることによって、学校教育における食育の推進を図っていく。</p> <p>【指導課】 家庭科では、衣食住や家族の生活などの家庭生活に関する内容を主な学習対象として、調理、製作等の実習や観察、調査、実験などの実践的・体験的な活動を通して、基礎的・基本的な知識及び技能を身に付けて、それらを活用して、身近な生活の課題を解決したり、家庭や地域での実践ができるようにすることを目指している。</p>	<p>教育委員会</p> <p>教育委員会</p>	<p>健康教育課</p> <p>指導課</p>

「ドンドン語ろう！ in 龍田」 (平成30年7月25日 龍田公民館ホール) 開催 ご意見用紙提出分 参加者：87名

No.	ご意見	回答	局	担当課
	<p>(1) 洪水浸水想定区域に関する情報の公開について 平成27年の水防法改正により、浸水想定区域の指定の前提となる降雨が、想定し得る最大規模の降雨(計画規模を上回るもの)に変更された。 水防法では、洪水浸水想定区域内に存する市町村に対し、市町村地域防災計画に避難の方法等を定め、ハザードマップにより周知義務付けしている。</p> <p>熊本県は、水防法改正に対応した「洪水浸水想定区域図作成マニュアル(第4版)」に準拠した熊本市の浸水区域の作成を、平成30年3月までに委託完了している(入札情報公開サービスより)。</p> <p>熊本市はその情報を公開していないが、市民の生命に関わる情報は、即時に公開すべきである。成果品の精査作業等で熊本県からの引き渡しが遅れているかもしれないが、引き渡しを要求すべきで、連携不足のように感じる。</p> <p>土砂災害防止法に伴う急傾斜地、土石流、地すべり危険箇所は、委託業務の完了や検査を待たずして、公開している。これは、広島県で発生した平成26年8月の豪雨土砂災害を教訓にしたものである。</p> <p>降雨により、市民の生命に関わる情報は、梅雨入り前に公開すべきである。</p>	<p>ご意見のとおり、平成27年の水防法の改正により、洪水に係る浸水想定区域については、想定し得る最大規模の洪水に係る区域を指定し、公表することとなっている。</p> <p>本市においては浸水想定区域の公表を受けハザードマップを作成することから、各河川管理者と密な情報交換を行い、進捗状況を確認している。</p> <p>熊本県に確認した状況は次の通りである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法改正に伴い、県が管理している河川のうち、水位周知河川(洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川)に指定している河川の洪水浸水想定区域図作成に速やかに着手しており、現在、関係機関と連携しつつ、熊本市を流下する河川も含めて「洪水浸水想定区域図作成マニュアル(第4版)」を基に検討している。 ・ご意見にある委託については、一級河川菊池川水系の業務委託が3月までに完了し、その後精査が行われ、10月公表予定である。一級河川白川及び緑川水系の業務委託は、平成30年2月に公告され、平成30年3月から平成30年10月までの履行期間で業務委託を行っており、平成30年度中の公表を目指して現在作業中である。 ・坪井川他の二級河川についても、今後順次業務委託を行っていく。 ・洪水浸水想定区域図が作成された河川から順次、速やかに公表し、併せて市へ情報提供する予定となっている。 ・県の洪水浸水想定区域図作成の進捗状況については、平成24年7月の九州北部豪雨災害等を踏まえ、河川管理者や市等が連携・協力しながら情報共有を随時図っているところである。 <p>本市では、以上を踏まえ、県より浸水想定区域の情報提供を受けた後、国より既に公表されている白川・緑川の国直轄区間を含め、より精度の高い洪水ハザードマップを作成する予定で、2019年度末の公表を目指しているところである。</p>	<p>政策局</p>	<p>危機管理防災総室</p>

「ドンドン語ろう！ in 龍田」 (平成30年7月25日 龍田公民館ホール) 開催 ご意見用紙提出分 参加者：87名

No.	ご意見	回答	局	担当課
2	<p>(2) 耐震設計における地域補正係数(熊本は地震に弱くてもいい)について</p> <p>熊本市における社会資本整備の耐震設計は、標準の80%から70%の強さの地震で築造することになっている。液状化を推定する基盤加速度は、さらに小さく、標準の57%で検討することになっている。</p> <p>これは、河角廣先生が作成した日本各地の地震危険度と最高震度の期待値を示す「河角マップ」が耐震基準における地震地域係数の根拠となった。この耐震設計における地域補正係数は、近年の地震で外れ続けていることが明確になっている。科学的なものではなく、文献調査で決定しているのだから、外れて当然だ。それにもかかわらず、適切な改正は行われず、(小さな改訂は続いているが)、この基準に従わなければ、公共事業として認められない。</p> <p>先日、市長は「新市役所は、1.5倍地震力で科学的に設計する」説明したが、それは「重要度係数」であって、「地域補正係数の低減」は残っているはずである。</p> <p>実例では、日本におけるプレストレストコンクリート橋(PC橋)は、山口県以西で90%が建設されている。その理由は、PC橋は重量が重く、支える橋脚や橋台が大きくなり、剛製橋に比べて不経済なためである。関西から東側では、ほぼ剛製橋で作られている。同じ橋桁で設計した場合、橋桁の大きさは、熊本と東京では、大きさに約2倍の違いがある。</p> <p>熊本市の公共施設、液状化の防止の基礎地盤は「弱い震度7」や弱い震度6強にしか、耐えられない。マグニチュードや震度階級、揺れの大きさに熊本と東京の違いはない。</p> <p>市長、熊本の地震は弱かったのか。このようなことが、今後も続くことがないよう、大きな声で日本中に訴えてほしい。被災地の市長として。</p>	<p>【建築指導課】</p> <p>建物を建築する際は、建築基準法により地震や積雪、風圧等に対して安全な構造であることが求められており、安全性の検討のために地震力を仮定する必要がある。地震地域係数はその地震力を決める要素のひとつとなっており、国土交通大臣が熊本市は0.9(植木町は0.8)と指定している。</p> <p>熊本地震を受けて国土交通省国土技術総合政策研究所では「熊本地震における建築物被害の原因分析を行う委員会」により調査・分析が行われ、平成28年9月に報告書をまとめられた。これによると「今回の分析の範囲では、地域の被害状況に地震地域係数の影響は確認されなかった」と結論づけられ、そのあり方については「中長期的に検討すべき課題」として認識されており、現在まで地域地震係数の見直しは行われていない。</p> <p>本市においてもこの報告内容を受け止め、現時点で地震地域係数の引き上げは考えていないが、国の動きを引き続き注視し、検討を行っていきたい。</p> <p>【技術管理課】</p> <p>橋梁の耐震設計において用いられる地域別補正係数については、道路橋示方書において、地震の発生確率や強度に応じて熊本市は0.85~1.0と定められている。</p> <p>このような中、熊本地震を受けて国土交通省の社会資本整備審議会道路分科会において、その妥当性について調査検討されたところである。</p> <p>その結果、耐震設計の諸元となる地震動は地域別補正係数を加味した現行基準の設定範囲とほぼ同じであったこと、震度6弱以上を観測した地域において現行基準を適用している1250橋を調べたところ99.7%の橋梁で落橋・倒壊の致命的な被害がないこと、また、被害を受けた橋梁についても、本体ではなく、斜面崩壊や地盤沈下などの下部構造の移動の影響が加わるなど複合的な要因により生じた被害と評価し、地域別補正係数の見直しは行われなかったところである。</p> <p>本市においてもこの検討結果を踏まえ、現時点で地域別補正係数の引き上げは考えていないが、引き続き国の動きを注視するとともに、橋梁の計画的な維持補修などにより安全性確保を進めてまいりたい。</p>	<p>都市建設局</p> <p>都市建設局</p>	<p>建築指導課</p> <p>技術管理課</p>

「ドンドン語ろう！ in 龍田」 (平成30年7月25日 龍田公民館ホール) 開催 ご意見用紙提出分 参加者：87名

No.	ご意見	回答	局	担当課
	<p>(1) 不法投棄について</p> <p>■ごみ収集場所の安全管理と清掃の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ごみ収集場所は小学校の北側に面しており、隣接した町の住民及び通行車両と収集日以外の不法投棄が頻繁にあり、半透明袋(レジ袋)の理解不足によって、半透明袋(レジ袋)以外のレジ袋使用が、他のごみ収集場所でも見受けられる。 ・ルール違反ごみ袋でも収集者の好意で収集されるため、利用者が収集者の安全を配慮せず安易に繰り返し使用している。(収集しているから良いじゃないと思っている) ・ごみ出し袋の散乱による弱者(高齢者・学童)の安全確保のために、利用者12世帯がペアを組みルール・マナー違反の管理と清掃を毎日実施し、かなりの負担をかけている。ごみ収集場所利用者の現状は、H30.7までは、高齢者世帯(70才~90才)だけで5世帯のペアで実施し、H30.8からは共働きの3世帯も参加して、5世帯のペアで実施。(老老介護・病気等の世帯を除いた) ・利用者の了解を得て不投棄及びルール・マナー違反の監視・チェックをH30.4~現在まで、月曜日から金曜日の早朝5時から1時間実施。隣接した町の住民の不法投棄は、隣接町の区長と協力し解決した。 ・H30.5~現在まで、ごみ収集場所利用者の各戸へ訪問しごみ出しの注意喚起を実施したら、ルール・マナー違反が減少し、高齢者の管理及び清掃作業の負担が軽減した。 ・他の不法投棄によるルール・マナー違反は減少していない。 ・常時ごみ収集場所の監視は時間の余裕と体力的に継続が困難で、不法投棄は日時が不明確であり、気が付いた時は不法投棄されている。 	<p>【廃棄物計画課】</p> <p>レジ袋による違反ごみの発生については、市民に対して透明・半透明でないレジ袋使用不可のアナウンスが弱かったことが原因のひとつであることから、今後、アナウンスを強化していきたい。</p> <p>【ごみ減量推進課】</p> <p>ご指摘の小学校北側のごみステーションについては、担当の北部クリーンセンターと現地の確認並びに調査を行い、啓発用看板の設置、開封調査による排出者の特定及び指導へと繋げて行くことを当該隣保組長と確認した。</p> <p>【北区役所総務企画課】</p> <p>今回のご指摘を受けて対象校区の自治会長会へ、対象校区で使用されていると思われる透明度が違うレジ袋4種類を用いながら、使用可能なレジ袋について説明を行った。</p> <p>今後も、町内自治会や関係各課と連携し、ごみの分別やごみ出しルールなど啓発を行っていく。</p>	<p>環境局</p> <p>環境局</p> <p>北区役所</p>	<p>廃棄物計画課</p> <p>ごみ減量推進課</p> <p>総務企画課</p>

「ドンドン語ろう！in 龍田」 (平成30年7月25日 龍田公民館ホール) 開催 ご意見用紙提出分 参加者：87名

No.	ご意見	回答	局	担当課
3		<p>【ごみ減量推進課】 町内へのごみ出しルールやマナーの啓発については、各世帯へのごみカレンダーの配布のみではなく、北区総務企画課や北部クリーンセンター等が要望に応じて、ごみ出しルールの説明会や出前講座を実施して対応している。</p> <p>【北区役所総務企画課】 今回のご指摘を受けて対象校区の自治会へ出向き、対象校区で使用されていると思われる透明度が違うレジ袋4種類を用いながら、使用可能なレジ袋について説明を行った。 今後も、町内自治会や関係各課と連携し、ごみの分別やごみ出しルールなど啓発を行っていく。</p>	<p>環境局</p> <p>北区役所</p>	<p>ごみ減量推進課</p> <p>総務企画課</p>

「ドンドン語ろう！ in 龍田」 (平成30年7月25日 龍田公民館ホール) 開催 ご意見用紙提出分 参加者：87名

No.	ご意見	回答	局	担当課
	<p>(4) 宅地造成工事と住宅建設に伴う上下水道工事による安全確保について</p> <p>■宅地造成工事と住宅建設に伴う上下水道工事による現状</p> <ul style="list-style-type: none"> ・楠5丁目付近は菊陽町への通り抜け車両が多く、度々全面交通止により宅地造成工事と上下水道工事が実施される。 ・工事予告板及び迂回路標示板の設置がないまま工事を実施することが頻繁に発生し、通り抜け車両が住宅地の中で右往左往するため弱者(高齢者・児童)が危険なので、交番へ早急に対応依頼するが、後で対応内容を聞くと工事予告板及び迂回路標示板の設置状況の確認はしないで、道路使用許可の有無だけを確認される状況で、危機管理意識が欠如し非常に危険な状態である。 <p>■高齢者・児童の安全確保のための対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宅地造成許認可担当及び建築許可担当の周辺道路の安全確保の意識徹底。 ・宅地造成担当及び建築担当による業者への安全確保の意識徹底。 ・道路管理者および上下水道管理者へは、現地立会したが、再度、建築部門とタイアップし指導強化をお願いする。 	<p>【北部土木センター総務課】</p> <p>上下水道工事により市道を工事する場合には、原則「交通制限申請」を道路管理者に申請することとなるが、同時に所轄の警察署にも「道路使用申請」を提出する必要がある。</p> <p>なお、交通制限申請書には、工事予告看板や迂回路標示板の設置場所を示す位置図の提出も求めている。</p> <p>今回、工事予告板及び迂回路標示板の設置がないまま工事を実施した事案があったとのことだが、市民からの要望苦情等があった場合は、必要に応じて現地調査を行うとともに、許可書交付時において、申請者に許可内容の遵守についての指導を徹底していく。</p>	都市建設局	北部土木センター総務課

